

別表2 人の健康の保護に関する調査項目及び環境基準

項 目	北今橋		板倉橋		基 準 値
	H29	H30	H29	H30	
カドミウム	○	○	○	—	0.003 mg/L 以下
全シアン	○	○	○	—	検出されないこと。
鉛	○	○	○	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	○	○	○	—	0.05 mg/L 以下
砒素	○	○	○	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	○	○	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀※ <sup>1</sup>	—	—	—	—	検出されないこと。
ジクロロメタン	○	○	—	○	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	○	○	—	○	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	○	○	—	○	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	○	○	—	○	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	—	○	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	—	○	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	—	○	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	○	○	—	○	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	○	○	—	○	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	○	○	—	○	0.002 mg/L 以下
チウラム	○	○	○	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	○	○	○	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	○	○	○	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	○	○	—	○	0.01 mg/L 以下
セレン	○	○	○	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	—	—	10 mg/L 以下
ふっ素	○	○	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	○	○	—	—	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	0.05 mg/L 以下

※1 平成28年度以降は、総水銀が検出された場合に同一検体によりアルキル水銀を測定